

中山間地域所得確保対策＜一部公共＞

【令和6年度補正予算額 9,592百万円（優先枠を設けて実施）】

＜対策のポイント＞

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

＜事業目標＞

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

＜事業イメージ＞

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕 1年間 〔交付率(上限)〕 定額（500万円／地区）

〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現状分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【9,512百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

＜事業の流れ＞



事業要件等

事業内容：中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーン*の構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の**農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

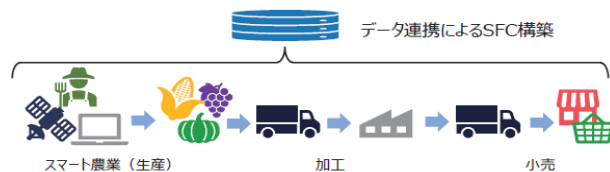
また、令和2年度～5年度補正中山間地域所得確保推進事業にて策定された所得確保計画の計画期間内において、成果目標の達成が困難と認められる場合に限り、**計画の見直しと実践を支援**します。

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農業者団体等

補助率：定額（最大500万円/地区）

*スマートフードチェーン(SFC)とは？
生産から流通、加工、消費までのデータの相互利用を可能にし、農業における超スマート社会の実現を目指すこと。



事業の流れ



事業内容

①マーケット調査（国内市場・海外輸出）

→国内市場、海外市場に関する調査(事業着手前にターゲットとするマーケット(国内市場、海外輸出)及び具体的な地域を設定) 等

②消費者動向調査

→地区で生産している農産物や加工品に関する消費者の評価調査、新たに生産を検討している商品のモニター調査 等

③生産・加工・流通・販売の現状分析

→生產品目・数量・出荷実績、流通ルート・流通量、販売先・販売量等に関する実態調査・分析、事業再編等の見直し検討 等

④生産・販売戦略の検討

→購買(顧客)ターゲット、販売品目、販売経路等、ターゲットマーケティングの実施、商品の表現コンセプトの開発 等

⑤所得確保計画の策定又は見直し

→販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定
計画の見直しを行う場合は、目標の見直しも可能

⑥所得確保計画の実践

→計画に定めている取組のうち、計画初年度又は計画見直し年度の取組を
実践

※①～④は地区の実情に応じて選択して実施、⑤、⑥は必須
(計画の見直しを行う場合も同様)